

下野市人権教育・啓発推進行動計画（2018～2022）（案）に関するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

平成30年2月5日（月）～平成30年2月26日（月）

(2) ご意見の応募者数及び件数

2名 5件

(3) ご意見の受理状況の内訳

郵 送	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
0	1	1	0	2

(4) ご意見の取扱い

いただきましたご意見は、適宜整理集約して掲載しており、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。
当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、施策・事業の推進に向けた取組を進める中で、今後の参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	P20 ＜現状と課題＞ ① 性的マイノリティ 表記について	T(トランスジェンダー)の中に性同一性障がい の人は含まれるため、「LGBT・性同一性障 がい者等」の表現は誤解を招きます。また、「障 がい」という表現が適さないことから「性同一 性障がい」ではなく、「性別違和」との表現に変 更したほうが適切かと思えます。	「性同一性障がい」とい表現を“性別違和”“性別不一致”等に表現する動きもあり ますが、日本ではまだ一般的に用いられていない状況にあります。そのため、 P36用語解説を下記のとおり改め、他の文言については、今後の国や県の動向 を鑑み検討します。 ＜用語解説＞ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律においては、生物的な性 別(身体性の性)と性自認(心の性)が一致しない方(トランスジェンダー)のうち、身 体の性を心の性に合わせるため、性的適合手術を望む者を指します。この障が いを抱える人々は、自分の体の性への嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解 と環境の未整備に悩まされていることが指摘されています。また、近年では、“障 がい”と表現することが適切ではないという意見があることから、“性別違和”等と 表現する動きもあります。
2	P36 6行目 性同一性障が い者の注釈につ いて	注釈の説明は、トランスジェンダーを示すもの で、性同一性障がいの説明としては不十分で す。	
3	P20 ＜具体的施策 ＞	その他に分類されている問題に対しても具体 的な対策を個別に記載すべきだと感じます。	本計画は、日本国憲法に定める基本的人権の考え方、国の「人権教育・啓発に 関する基本計画」、栃木県の「栃木県人権施策推進基本計画」を踏まえて策定い たしました。国・県の計画においては、性的マイノリティの人権問題を重要課題の その他の人権として記載していることを踏まえ、市の計画においてもその他の人 権問題にカテゴライズいたしました。
4	重要課題とその 他の人権問題 の区別について	性的マイノリティの項目が「その他の人権」に まとめられているが、個別に章立てして具体 策を策定していただきたいです。	また、その他の人権問題の各種人権問題については、個々の存在を尊重し偏見 や差別を解消するため、あらゆる機会を通して人権教育・啓発に取り組むことが 重要であるととらえています。今後とも各関係機関と連携し、人権教育・啓発を推 進し人権問題の解決に努めることとし、原文のままとさせていただきます。
5	P20 ＜具体的施策 ＞ 具体的施策提 案	性的マイノリティの具体的施策について、下記 の文言の追記を提案します。 ○啓発状況をはかる調査の実施 ○研修機会の提供	個々の重要課題における市民意識(啓発状況)調査は、必要に応じて市民協働 推進課あるいは、それぞれの重要課題に対応する個別計画担当課が行うものと しています。なお、各課で行われる市民意識調査の際には、人権問題に関連し た調査項目についてより一層考慮し掲載することを検討します。また、調査の結 果については、全庁で共有を図り、以後の啓発活動や計画の進捗管理等に活 用します。 研修機会の提供については、計画20ページ 具体的施策において「正しい理解を 深めるための教育」と既に記載があるところですが、より具体性を高めるため、 下記のとおり改めます。 ＜具体的施策＞ 誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、下記1～5 の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動 を推進し、配慮した対応に努める。